

# 参 考 資 料

令和 3 年 5 月

市 議 会 臨 時 会

# 目 次

内 容		頁
議案第 34 号関係	寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市介護保険条例の一部改正	1

(議案第 34 号関係)

## 寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市 介護保険条例の一部改正

### 1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響の緩和を図るため、国民健康保険及び介護保険の保険料（令和3年4月から令和4年3月までの間に納期限が到来する保険料）の減免に係る特例を定めるため、一部改正を行う。

〔国の当該減免に対する財政支援の基準に即した改正を行う。〕

※ 令和2年度に行った保険料の減免の特例（令和2年2月から令和3年3月までの間に納期限が到来する保険料の減免に係る特例）と同様の取扱いを行う。

### 2 改正内容

#### (1) 『寝屋川市国民健康保険条例』の一部改正〔第1条〕

##### ○ 保険料の減免の特例（改正後の附則第34項関係）

新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者について収入の減少等の事実がある者に対し、国民健康保険の保険料（令和3年4月から令和4年3月までの間に納期限が到来する保険料）を減免することができることする。

#### (2) 『寝屋川市介護保険条例』の一部改正〔第2条〕

##### ○ 保険料の減免の特例（附則第11条関係）

新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者について収入の減少等の事実がある者に対し、介護保険の第1号被保険者の保険料（令和3年4月から令和4年3月までの間に納期限が到来する保険料）を減免することする。

#### (3) 附則

施行期日を公布の日とし、改正後の規定は令和3年4月1日から適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

## 【参考】

### 国民健康保険及び介護保険の保険料の減免の基準（概要）

〔国の当該減免に対する財政支援の基準（概要）〕

#### 1 減免の対象となる保険料

令和3年4月1日から令和4年3月31までの間に納期限が到来する、令和3年度分等の保険料

#### 2 減免の対象となる世帯（国民健康保険料）・第1号被保険者（介護保険料）

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な状態になった場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）の減少が見込まれる場合で、次の全ての要件に該当するとき。
  - ア 事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
  - イ 事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
  - ウ 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。（国民健康保険料に限る。）

#### 3 減免の額

- (1) 2(1)の場合 免除
- (2) 2(2)の場合

##### 国民健康保険料

前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき	対象保険料額の全部
400万円以下であるとき	対象保険料額の10分の8
550万円以下であるとき	対象保険料額の10分の6
750万円以下であるとき	対象保険料額の10分の4
1,000万円以下であるとき	対象保険料額の10分の2

※ 事業等の廃止や失業の場合=対象保険料額の全部

\* 対象保険料額=A×B／C

A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

##### 介護保険料

前年の合計所得金額	減免の割合
210万円以下であるとき	対象保険料額の全部
210万円を超えるとき	対象保険料額の10分の8

※ 事業等の廃止や失業の場合=対象保険料額の全部

\* 対象保険料額=A×B／C

A：当該第1号被保険者の保険料額

B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：主たる生計維持者の前年の合計所得金額

# 寝屋川市国民健康保険条例及び寝屋川市介護保険条例の一部改正

No.1

## 1 寝屋川市国民健康保険条例（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～32（略） (保険料の減免の特例)</p> <p>33 市長は、新型コロナウイルス感染症（第11条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者について収入の減少であつて市長が定める事実があつたことその他これに類する事実がある者に対し、保険料（普通徴収の方法により徴収する保険料にあつては納期の末日が、特別徴収の方法により徴収する保険料にあつては特別徴収対象年金給付（法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。次項において同じ。）の支払日が、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にある保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除く。）を減免することができる。この場合において、当該保険料の減免を受けようとする者は、市長が定める日までに、第30条第2項の規定の例によりその申請をしなければならない。</p> <p>34 前項の規定は、保険料（普通徴収の方法により徴収する保険料にあつては納期の末日が、特別徴収の方法により徴収する保険料にあつては特別徴収対象年金給付の支払日が、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にある保険料</p>	<p>附 則 1～32（略） (保険料の減免の特例)</p> <p>33 市長は、新型コロナウイルス感染症（第11条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者について収入の減少であつて市長が定める事実があつたことその他これに類する事実がある者に対し、保険料（普通徴収の方法により徴収する保険料にあつては納期の末日が、特別徴収の方法により徴収する保険料にあつては特別徴収対象年金給付（法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）の支払日が、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にある保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除く。）を減免することができる。この場合において、当該保険料の減免を受けようとする者は、市長が定める日までに、第30条第2項の規定の例によりその申請をしなければならない。</p> <p>34 前項の規定は、保険料（普通徴収の方法により徴収する保険料にあつては納期の末日が、特別徴収の方法により徴収する保険料にあつては特別徴収対象年金給付の支払日が、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にある保険料</p>

No.2

改 正 案	現 行
<u>に限るものとし、規則で定める保険料を除く。)の減免について準用する。</u>	
35~42 (略)	34~41 (略)

## 2 寝屋川市介護保険条例（第2条関係）

No.3

改正案	現行	附則
(保険料の減免の特例)	(保険料の減免の特例)	<p>第11条 市長は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者について収入の減少であつて市長が定める事実があつたことその他これに類する事実がある者に対し、第1号被保険者の保険料（普通徴収の方法により徴収する保険料にあつては納期の末日が、特別徴収の方法により徴収する保険料にあつては特別徴収対象年金給付（法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。次項において同じ。）の支払日が、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にある保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除く。）を減免することができる。この場合において、当該保険料の減免を受けようとする者は、市長が定める日までに、第12条第2項の規定の例によりその申請をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、第1号被保険者の保険料（普通徴収の方法により徴収する保険料にあつては納期の末日が、特別徴収の方法により徴収する保険料にあつては特別徴収対象年金給付の支払日が、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にある保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除く。）の支払日が、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にある保険料に限るものとし、規則で定める保険料を除く。）を減免することができる。この場合において、当該保険料の減免を受けようとする者は、市長が定める日までに、第12条第2項の規定の例によりその申請をしなければならない。</p>

改正案	現行
く。)の減免について準用する。	

#### 附則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の寝屋川市国民健康保険条例附則第34項の規定及び第2条の規定による改正後の寝屋川市介護保険条例附則第11条第2項の規定は、令和3年4月1日から適用する。